

議案第40号

墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

墨田区長等の退職手当に関する条例（昭和34年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の380」を「100分の340」に、「100分の300」を「100分の270」に、「100分の230」を「100分の210」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「傷い」を「負傷」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員の退職手当の改定等諸般の情勢に鑑み、区長等の退職手当の支給割合を改定する必要がある。